

京都スタジアム（仮称）に係る質疑回答（京都府への質問事項）

質問・意見者	意見・質問	回答
1	<p>1 アユモドキの保全について、伺いたい。</p> <p>アユモドキの天然記念物の指定状況から、文書上は生育しているとされているのは亀岡市に限定されているわけではない。京都府は、「八木町付近の桂川水系の用水路」とさえ記載している。</p> <p>亀岡市域を超えている生育実態の可能性もあり、管理団体は京都府とすることが適切と考えられる。</p> <p>コウノトリのように、管理団体を県として、兵庫県立コウノトリ郷公園のような研究活動、普及活動、多くの方が参加できる形を作るため、「京都・亀岡保津川公園予定地」（以下「従前の予定地」という。）は、事業主体を京都府として管理すべきである。従前の予定地をスタジアム建設予定地として選定した京都府の責任を果たすためにも、必要なことである。</p> <p>アユモドキの天然記念物の指定については、文化庁のデータベースでは次のように記載されている。</p> <p>指 定 年 月 日 : 1977.07.02(昭和 52.07.02)</p> <p>指 定 基 準 : (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地</p> <p>所 在 都 道 府 県 : 定めず</p> <p>所在地(市区町村) : 滋賀県・京都府・岡山県</p> <p>京都府のホームページでは、選定理由として、次のように記載されている。</p> <p>国指定の天然記念物(地域定めず)であり、現在では京都府八木町付近の桂川水系の用水路と岡山県旭川水系での個体群が知られるのみで、それ以外の分布地での個体群は壊滅状態と考えられる。</p>	<p>旧八木町のアユモドキについては、農業水路の冬季濁水や河川改修等により、平成5年以降は見られなくなっており、府のレッドデータブック 2015 においては「現在では京都府亀岡市付近の桂川水系の用水路、岡山県旭川水系と吉井川水系での個体群が知られるのみで、それ以外の分布地での個体群は壊滅状態と考えられる。」と記載しています。</p> <p>アユモドキの保全については、行政(国、府、市)と地域、環境NPO等が連携して取り組んでいくこととしており、京都・亀岡保津川公園予定地については、亀岡市の所管の都市公園として、亀岡市が管理することとしています。</p>
	<p>2 上水道の問題について、伺いたい。</p> <p>従前の予定地は、大規模スポーツ施設建設計画に伴う三宅浄水場系水源影響調査業務委託報告書においては、次のように結論づけている。</p> <p>第1帯水層と第2帯水層との境界には、不透水層が存在しないため、水源井戸の運転に伴い、第1帯水層の下限層界部付近では、第2帯水層上部層と共有する流れが発生することも考えられる。このため、第一帯水層に対する工事であっても、水源井戸への影響を与える可能性が考えられる。</p> <p>京都スタジアム(仮称)整備事業に係る環境への影響について(以下「事業評価書」という。)では、アユモドキの保全の観点での解析しか実施されず、取水井戸への影響は調査されていない。</p> <p>七谷川由来・愛宕谷川由来の地下水、桂川由来の地下水、西山方面由来の地下水等が、駅北地区の地下を經由して取水井戸には絶対に影響を与えないかは調査されていない。地下水の流れは全てが実証されていないものであるため、次の点について伺いたい。</p> <p>ア 不透水層の連続性の状況確認の範囲及び取水井戸に関する水脈調査の範囲をスタジアム予定地まで広げて京都府の責任で実施すること。</p> <p>イ 水道法の50項目の水質基準に影響を与える物質を使わず、影響を与える工法を取らないことを明確にされたい。</p>	<p>市民説明会の質疑で亀岡市が回答したとおり「広範囲における地下水の流れや水位の調査結果から、水道水源に直接的な影響はないと考えています。」</p> <p>事業評価調書に記載していますが、本スタジアムの工事の中で、地下水に影響を及ぼす可能性のある工事は基礎杭のみで、この基礎杭工事による地下水の詳細解析を行ったところ、地下水位差が生じる範囲・場所は、時期により変化するものの、その変動範囲はJRアンダーパス及びスタジアム周辺に限られ、水位差も+3~-2cmと少なく、曾我谷川・桂川まで至らないことが判明しました。また、地下水量についても時期により変化するものの、総量で0.6~1.1%の減少であり、これは日常的に起きている程度のものであります。</p> <p>また、基礎杭工事はセメントミルクを使用しない鉄製の杭を回転しながら打ち込む工事であり、水道法の51項目の水質基準に影響を与える物質は使用しません。濁度についても、施工事例を基に影響を確認するとともに、地下水の流下方向から影響はないと考えています。</p>
	<p>3 従前の予定地について、伺いたい。</p> <p>(1)主な経緯は次の通りである。</p> <p>ア 平成24年11月20日開催の「専用球技場用地調査報告」及び第8回専用球技場用地調査委員会において亀岡市の調査表には、次のように記載されている。</p>	

<p>借地権設定後、法手続に時間が必要</p> <p>※都市計画法→開発許可、農地法→農地転用、農振法→農振地域の指定解除（都市公園にした場合は転用許可不要）</p> <p>このように農振地域の指定解除だけでは、開発許可の不可能な市街化調整区域の土地を選定したことについて、府の見解を伺いたい。</p> <p>イ 平成25年1月11日に開催された「亀岡市サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する方針について市からの事情聴取のための会議」では、次のような京都府職員の発言がなされている。（京都府側の記録による。）</p> <p>府スポーツ振興室参事の発言：遊水池を埋め立てることになるので、京都市にも影響していくこととなるが河川改修を含めて亀岡市が主体的にやっていくということで考えて良いか。</p> <p>これに対して、亀岡市は、「アユモドキの保全については主体的に亀岡でやるつもりであるが、河川改修も含めて何もかもというわけにはいかない。」と回答している。</p> <p>また、自然環境保全課から「アユモドキなど…保全対策について大きな方向性。大きな考え方を示さないと、環境庁や文化庁、本府の許可も含めてストップする可能性がある。」</p> <p>まとめとして、「アユモドキの保全などについて、今後、専門家による委員会を設置しての検討や調査、保全対策など、具体的な取組を府市で協力して行っていく必要があることについて、共通の認識を持った。」と記載されている。</p> <p>ウ 平成25年3月12日本魚類学会会長から山田知事・栗山市長あてに、「本学会は、水田周辺に維持されてきたアユモドキを象徴とする貴重な湿地生態系の将来にわたる保全と市民社会における活用の観点から、一旦計画を白紙に戻し、科学的調査と合理的判断に基づいて、当地におけるスポーツ施設の建設の妥当性について、再検討いただくことを強く求めます」との緊急要請が出ている。</p> <p>平成26年4月23日には（公財）世界自然保護基金ジャパン会長徳川恒孝氏から山田知事・栗山市長あて、種の保存法政令指定種アユモドキの生息地における亀岡市都市計画および京都スタジアム（仮称）の計画に対する要望書が出されている。</p> <p>(2) これらの経緯にかかわらず、事業を進めたことなどについて、伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保護団体の動きから、なぜ、早期に従前の予定地での建設計画を京都府が中止しなかったのか、文化財保護法の理解が甘かったのではないか、府の見解を伺いたい。 平成25年1月11日の会議では、府スポーツ振興室参事は「遊水池を埋め立てることになるので、京都市にも影響していくこととなるが河川改修を含めて亀岡市が主体的にやっていくということで考 	<p>従前の予定地については、亀岡市が都市公園とすることを踏まえて選定を行ったものです。</p> <p>なお、調査表の「法規制等」の項目は、候補地に係る法規制について記載したものであり、3候補地ともに「法手続きに（一定）時間が必要」としています。</p> <p>専用球技場の整備については約48万人の署名などを踏まえ、専用球技場が建設可能な用地について、府内全市町村に公募し、建築や環境等の学識者等で構成する専用球技場用地調査委員会を設置して調査を行い、同委員会の意見を踏まえ、亀岡市から提案された用地を建設予定地に決定しました。京都府と亀岡市は、アユモドキをはじめとする自然と共生するスタジアムを目指して、平成25年5月に環境保全専門家会議を共同で設置し、地元の協力を得ながら様々な調査、実証実験を重ね、専門的見地からその対策について検討を進めてきたところです。</p> <p>その中で、旧計画地でスタジアムを整備することは可能であるが、アユモドキ個体群の存続が可能とデータに基づいて明らかにするためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> 更に、これまでに得られた知見を土台に、調査や実証実験を重ねる必要があること スタジアムの建設が遅ければ、スタジアムを拠点とした地域の振興・活性化とアユモドキ保全活動の好循環な展開の実現が遅れ、かえってアユモドキの保全に影響が出ると危惧されることから、環境保全専門家会議座長の提言を受け、現予定地に変更したものです。 <p>河川改修を進め既に市街化区域に編入された造成後の土地区画整理事業地に本スタジアムを建設することから、スタジアム建設による遊水機能への影響はありません。従って、見解を変えたものではありません。</p>
--	--

<p>えて良いか」と質問している。亀岡駅北土地区画整理事業地(以下「駅北地区」という。)は、従前の予定地と同様に、遊水機能のある土地であった。</p> <p>何故、見解を変えたのか伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の予定地における建設計画が当初のくい打ち方式から、ベタ基礎方式に変更されたことについて、当時の中井元文化環境部長は、亀岡市から取水井戸の存在を聞いていなかったと私に釈明した。現場を見れば、取水井戸の存在は明らかである。中井氏に確認されるとともに、真相と経緯を明らかにされたい。 建坪率問題は、亀岡市が都市公園との方針を明らかにした時点(平成26年3月14日から原案が縦覧されている。)から時期を大幅に経過した平成27年2月26日になって、京都府から基本設計の業務委託を受けた(株)日建設計に、亀岡市は、条例緩和は考えていない。条例の範囲内での設計をお願いしますと回答している。この時期の遅れは、府の担当者が都市公園の建坪率制限を知らなかったのではと指摘されても仕方がないものである。 <p>平成27年10月8日になって、京都府・亀岡市の条例改正に向けての協議が行われ、平成27年11月5日の建築面積に関する亀岡市の文書照会となり、平成27年11月6日の京都知事名の文書回答となった。</p> <p>極めて不思議な協議経過である。協議が遅いことも含めて、駆け込み協議となったことの真相を明確にし、回答願いたい。</p>	<p>従前の予定地におけるくい基礎は、第6回専用球技場用地調査委員会において造成費・基礎工事算出の資料として提示したもので、この資料にも記載してあるとおり「あくまで仮定を置いた上での試算」として提示したものです。</p> <p>その後、更に検討を進め、アユモドキの保全に関わって環境保全専門家会議の意見を基本設計に反映するとともに、スタジアム整備に伴う上水道水源や遊水機能に係る対策も合わせて講じるためにベタ基礎を採用することとしていたものです。</p> <p>「京都・亀岡保津川公園」の都市計画決定手続きがされる時から、亀岡市と建ぺい率について協議調整を行っており、亀岡市において条例改正も含めて適切に対応することとしていました。このため、本スタジアム基本設計を踏まえ、亀岡市議会の議決を経て市都市公園条例が変更されたものです。</p>
<p>4 駐車場・交通問題について、伺いたい。</p> <p>(1)工事車両の問題</p> <p>工事車両のルートは、車両別交通量、時間帯などを、例外的なルートも含めて明確にするるとともに、事業評価書に記載された特定の1自治会だけでなく、関係する全ての地域や事業所に対して、事業者の京都府が実施すべきである。事業評価書ではなぜ保津町に限定されたのか伺いたい。</p> <p>想定されているルートについても、宇津根橋の架け替えが間に合わず対応可能か、また、保津橋の交差点でのトレーラーの左折が可能かなど、検討されているのか伺いたい。また、工事のために交通規制を行うのならば、市民・事業活動に影響も考えられるので、具体的な計画を明確にし、関係地域や事業所に対応策を説明すべきと思うが、府の見解を伺いたい。</p> <p>(2)駐車場問題</p> <p>「亀岡運動公園の駐車場を活用して車で来場する観客をシャトルバスで輸送するなど、臨時駐車場の確保について亀岡市と連携して適切な対策を検討・実施する。」と、事業評価書では非現実的なことが記載されている。国道9号から亀岡運動公園までは約2.6kmあり、シャトルに乗るとしても、宇津根経由なら約9kmもあり、これらの往復だけでもどれだけの余分な時間がかかるのかシミュレーションもしないで候補地と記載することは、大きな問題である。</p> <p>また、亀岡運動公園のプールは、17時まで開場されている。一方、サンガの2016年の7月、8月の試合の開催時間は、18:04開催が1試合のみであり、残り5試合が19:04開催である。試合開始3時間前には会場に訪れる方は、19:04開催でも、16時にはスタジアムに来られる。亀岡運動</p>	<p>(1)工事車両の問題</p> <p>事業評価調書については、保津町を工事車両の主な通行ルートとして想定しているため、保津町と記載したもので、保津町に限定したものではありません。</p> <p>宇津根橋については、下流に新橋を建設中、現橋でも交通誘導員等の安全対策を実施することで対応が可能ですが、月読橋を通行するルートも含めて検討しているところです。</p> <p>市民説明会の質疑で回答したとおり、工事車両の通行ルートについては、今後、関係する地元自治会等への説明会し、ルート、時間帯などについて協議していきます。</p> <p>(2)駐車場問題</p> <p>シャトルバスの運行については、土地区画整理事業地内のJRアンダーパス道路の利用など様々なアクセスルートが考えられます。周辺道路の状況や観客の来場方法などを調査・検討し、円滑な交通誘導を図るとともに、渋滞の悪化や生活道路への通過交通の進入を抑制するような規制も含めて、今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。</p> <p>亀岡運動公園のプール利用者との調整については、7・8月のJリーグの試合の開催時間は19時が基本となります。また、試合開始の3時間前に来場する方もおられますが、その数は多くないことから、事前に周知することで混乱を回避することが可能と考えています。</p>

公園に到着する時間は、シャトル運送時間を入れると15時30分ごろからになると予測され、プール利用客と完全に重なる無理な計画である。

このように検討不足の内容を事業評価書に記載した府はどうするのか、見解を伺いたい。

シャトルで輸送するならば、スタジアムそのものが亀岡運動公園付近の方が適切だとの意見を否定しがたくなるが、いかが考えているのか伺いたい。

時間帯別、交通シミュレーションができていないため、ますます混乱をさせている。交通シミュレーションの早急な実施は、市議会京都スタジアム（仮称）検討特別委員会の指摘要望事項でもあり、府としてどうするのか伺いたい。

(3)交通計画

ア 私は、サンガの入場者数を8000人と仮定し、鉄道利用を5割として、車は1台3人乗りで1333台、関係者、マスコミ、車でしか移動できない方を併せて、1500台と少な目に推定し、うち1200台が、国道9号を渡るか、通ると仮定し、交差点での渋滞時間を算定した。交差点は、宇津根、加塚、クニッテル、平和堂前の主要交差点4箇所と、王将前など地元しか知らない交差点を1箇所分とし、計5箇所として、1回の青信号で国道を左折できる車両数から、1箇所当たり240台が通過できる時間を予測した。

その結果、16時20分過ぎのクニッテルで渋滞は3時間を超え、平和堂前は3時間弱となった。大きな原因は、歩行者等の横断が多く、左折と直進が同じ車線であることから、左折車線の設置などが課題と考えた。

京都府は、実態把握を行い、予測、対応策を示すべきであるが、府の見解を伺いたい。

交通機関を主にと回答された埼玉、味の素、ユアテック、ナックに関しては、埼玉スタジアムは1時間に10本前後も発着する電車があり、専用駐車場500台、イオンモール4000台、そのほかにも800台程度の駐車場がある。味の素スタジアムは京王線・西武多摩川線の駅も近く、それぞれ本数も多く、軒先駐車場を除いても約670台の民間駐車場がある。ユアテックスタジアムは、地下鉄で1時間に8本、駅前駐車場だけでも900台を超える駐車場がある。ナック5スタジアム大宮は、施設規模が小さく、東武野田線・JRの駅に近接し、駐車場はないがコインパーキングなどが多く集中している。

駐車場問題は、設置者の思い込みではなく、利用者へサービスの観点で考えるべきである。それができていないと、農道駐車などが多発すること、花火の例を見れば、当然予測できる。府としてどうするのか伺いたい。

イ サッカー、ラグビーの観客は、試合の3時間前には開場を待っている。帰宅は一気で、30分も過ぎればほとんどの方がいなくなるのが他のスタジアムの実態である。

事業評価書のように2時間を待つ方は、他のスタジアムの事例ではほとんどない。買い物に2時間使ってもらいと回答した京都府職員の考え方は単なる期待感だけで、現実性がない。J2は土曜日開催できると説明するのならば、サンガから年間の試合開催予定日を報告させ、スタジアム利用計画に当て込み、それをもとに環境評価アセスメントを実施すべきである。現実には、買い物は試合開催前にするであろうし、毎回買い物をするものではない。土曜日の開催で説明しようとするならば、日曜日も働く方がいる現実を無視したことになる。お客さんのニーズの長期的動向を考えない空論である。

お客さんが気持ちよく来られて、帰られる環境作りは、京都府・亀岡市に求められる基本姿勢と思われる。府はどう対処されるのか伺いたい。7月10日の説明会での説明内容は、車の方は来てもらいたくないように感じられた。

通勤通学客が多い17時台、18時台に車両増便、増車両がどれだけ可能なのか。府の調整結果を伺いたい。

京都市内と違い丹波以北は車社会である。どのような方が不便な電車で来るのか。亀岡市民でも、車か、バイク等がほとんどと思われる。大都市部のスタジアムの事例等を挙げて京都府職員は説明したが、鉄軌道主体の交通計画が果たして可能か、再検証の上、伺いたい。

ウ 市民や事業所は、国道9号の渋滞の悪化と、生活道路への侵入を危惧している。

国道9号の渋滞を放置し、府道枚方亀岡線、亀岡園部線は市の中心部が、王子並河線は全線が馬車道

(3)交通計画

来場者の交通アクセスについては、公共交通機関の利用を最優先とし、公共交通機関では来場しにくい利用者のため、京都縦貫道亀岡ICに近い亀岡運動公園の駐車場の活用・シャトルバスの運行などについて、亀岡市と連携して適切な対策を検討・実施することとしています。

また、周辺道路の状況や観客の来場方法などを調査・検討し、円滑な交通誘導を図るとともに、渋滞の悪化や生活道路への通過交通の進入を抑制するような規制も含めて、今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。

JRの輸送能力については、最も過密となる17時台は、亀岡駅→京都駅間において現在運行されている特急を除く普通及び快速列車は1時間当たり6本で、現行の編成でも車両定員で約5,000人の輸送が可能です。この6本のうち4両編成が3本、6両編成が1本、8両編成が2本となっていますが、4両編成3本については増結が可能です。現在の京都サンガF.C.の観戦直後の阪急電車の混雑度が200～250%であることを踏まえると、現在の運行本数でも1時間当たり10,000人程度の輸送は可能ですが、今後、Jリーグの試合日程、開催時間などを含め、総合的に調整し、適切な対策を検討・実施することとしています。

<p>時代のままである。これは放置した府の責任である。</p> <p>京丹波町では国道9号が4車、南丹市では市街地を避ける八木東インター線と、新しい橋が追加された。</p> <p>道路状況を見無視して、市の中心部を挟む桂川右岸を選定したのは京都府である。</p> <p>市道クニッテル通りは、一部亀岡園部線と王子並河線のバイパス機能を果たしている。府道と重複させ、府で交差点改良等を実施されたい。特に枚方亀岡線の国道9号との交差点は変則であり、国道9号の渋滞を悪化させているばかりでなく、市が整備した都市計画道路中矢田篠線の効果が発揮できなくさせている。</p> <p>なお、新たに市道認定された並河蚊又線（郷ノ口余部線と亀岡ICをつなぐ路線）は、沓掛ICから亀岡ICまでの料金が篠ICと同様になれば有効な路線と考えられるが、本来は府管理路線とすべきと思われる。</p> <p>渋滞問題は、亀岡市中心部における道路整備を軽視した府の長年の取組の弱さにある。市任せにせず、府の責任で早急な対策を実施すべきと思うが、府の見解を伺いたい。</p> <p>改善できないならば、亀岡市中心部が今以上に混乱しないように、スタジアム来訪者の帰宅時の車は、都市計画道路亀岡駅北線から保津橋に上がったところでの右折制限を実施されたい。鉄軌道を主とされているのならば、問題がないはずである。見解を伺いたい。</p>	<p>渋滞については、周辺道路の状況や観客の来場方法の実態などを調査・検討し、円滑な交通誘導を図るとともに、生活道路への通過交通の進入を抑制するような規制も含めて、今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。</p>
<p>5 治水問題について、見解を伺いたい。</p> <p>盛土量と高水敷の掘削量の比較論は、河川専門家が書いたものと思われにくい内容である。遊水機能のある土地に公共施設を先行的に建設すれば、民間開発を規制できるのか、現実的に極めて困難である。開発許可不要建築物や、開発許可をせざるを得ない建築物や造成をどのように規制するのか具体策が必要であるが、どう考えているのか。また、既存の違法と思われる開発行為は誰がどのように是正対応をするのか、府の見解を伺いたい。さらに、遊水機能を有する土地が少なくなれば、京都市への影響が避けられないことは従来からの府の見解であったが、変更されたのか伺いたい。</p> <p>併せて、府の事業評価書では、公園エリアの西側農地の保全維持、桂川本川及び支川での新たな繁殖場所の創出など事業主体が不明であるが、桂川流域全体の問題であり、府として行うべきと考えるが、府の見解を伺いたい。</p> <p>駅北地区の事業認可にあたっては、京都府は、開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)（申請者用）に基づき、雑水川への放流に同意しただけである。桂川の雑水川の霞堤の評価については、亀岡市が判断することとして、京都府は同意を求めることさえ拒否してきた経緯がある。</p> <p>最近になって、特定保留フレームに指定した際、京都府として判断したと表現を変えている。</p> <p>そもそも、高水敷の掘削量が、盛土量より多いため、洪水に影響しないとの判断は、同じ標高でないこと成り立ちえない考え方であること、実態を見れば明らかである。府の見解を伺いたい。</p>	<p>河川改修を進め既に市街化区域に編入された造成後の土地区画整理事業地に本スタジアムを建設することから、スタジアムの建設による遊水機能への影響はありません。また、市民説明会の質疑で亀岡市が回答したとおり、桂川沿川の市街化調整区域については、すでに、市街化を抑制すべき区域として都市的な土地利用が厳しく制限されています。例外的に、開発許可不要の農業用倉庫や、開発許可を得て農産物直売所等が建築されることはあり得えますが、平成29年7月1日から、府管理河川の流域で行う1ha以上の開発行為については、府の「災害からの安全な京都づくり条例」により、開発事業者に対し、一定の調整池の設置が義務付けられたところです。（違法行為があれば、）当該法律の各所管行政庁が是正対応することになります。建築基準法違反であれば京都府（南丹土木事務所）が、都市計画法違反であれば亀岡市（都市計画課）が、両違反であれば両者が連携して対応します。</p> <p>アユモドキの広域的な生息環境改善については、今後、京都府と亀岡市が役割分担しながら、連携・協力して実施することとしています。</p> <p>高水敷については、掘削することによって、洪水時の桂川の水位が低下することから、中小洪水においては、霞堤内に氾濫しない、または氾濫するタイミングが遅くなるなどの効果があります。</p>
<p>6 環境問題について、見解を伺いたい。</p> <p>亀岡市環境基本条例第11条第1項では、「市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」と亀岡市に環境アセスメントの実施を義務付けている。</p> <p>今まで、環境アセスメントの対象事業、手続を定める条例を定めていないから、実施しないとの姿勢であったが、そもそも定めていないことが亀岡市の怠慢である。府としては、積極的に実施することで亀岡市と調整されたい。</p>	<p>市民説明会の質疑で回答したとおり、亀岡市には、環境影響評価条例、要綱がなく、亀岡市での環境影響評価は、アセス法と府環境影響評価条例に基づき行うほか、個別法令により対応することとなります。</p> <p>府の環境影響評価条例は、土地区画整理事業では50ha以上75ha未満、レクリエーション施設も同じ面積としており、面積が17.2haの土地区画整理事業及び約3haの京都スタジアムは、府条例の対象ではないことから、環境影響評価を行っていませんが、本スタジアムにおいても、環境アセスメント法に準じた形で、アユモドキを中心とした生態系、水質、地下水などの水環境、騒音、振動、光などの住環境、更には景観など必要な環境影響評価を行い、環境保全専門家会議で了承を得ています。また、こうした取組は、国や環境保護団体・関係学会などの理解と高い評価を得ています。</p>

<p>環境との共生などを強調するならば、環境アセスメントの実施は不可欠である。道路のシミュレーション、アユモドキの保全調査はその一部分に過ぎないものである。今後の環境問題に禍根を残さないように是非実施すべきである。府の見解を伺いたい。</p> <p>事業評価書は、アユモドキの保全以外の、工事計画、交通計画、生活環境問題などについては、極めて雑な現状把握と、予測しか行われていない。工事計画、交通計画は現状把握、予測さえも行われていない。したがって、環境アセスメントの実施は不可欠である。</p> <p>事業評価書は、騒音規制値などの間違いが多い（P 5 6 くい打ち作業のできない時間 2 2 時～翌日 6 時→正しくは午後 7 時～翌日 7 時）、（P 5 6 第一種住居区域の昼間騒音規制値は 5 5 d b 以下であるが、駅北地区で一部その規制値を超えている。）、（P 5 7 で府道亀岡停車場追分線での規制値 7 0 d b は、道路端から 1 5 m の範囲であるが、1 5 m を超えている。）。このような間違いが多い書類で、府議会、市議会、府民に間違った情報を報告したことの問題をどう整理するのか。府の見解を伺いたい。</p>	<p>事業評価調書については、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準によるくい打ち作業のできない時間は、午後 7 時～翌日午前 7 時までですが、くい打ち作業でアースオーガーを併用する場合は振動・騒音を軽減できるため特定建設作業に該当しないことから、アースオーガーを併用する場合も考慮し 22 時～翌日 6 時と記載しています。</p> <p>事業評価調書に図示したとおり、駅北地区の第一種住居専用区域の一部で 55 dB を超える地域がありますが、55 dB を超えるくい打ち作業は、駅北の土地区画整理事業の完成前に終わることから、問題はないと考えています。</p> <p>また、事業評価調書では「府道亀岡停車場線に面する地域の B 地点では、準用する基準（6 時～22 時 70db）を 68.1db と下回っている。」と評価地点の B 地点に限定して記載しています。</p> <p>府道亀岡停車場線の道路端から 15m を超える区域も含め、騒音・振動をより軽減するため、工事实施やスタジアムの供用に当たっては、騒音等を測定し、必要な対策を実施することとしています。</p>
<p>7 市民意識の変化について、見解を伺いたい。</p> <p>誘致署名が 5 万人を超えたことが何度も言われているが、京都府はその署名趣意書に、誘致場所さえ記載されず、他府県等の方の署名があったこと、重複署名があったことなど府幹部が把握しながら、全く精査せず設置理由の一つとしている。建設場所が桂川右岸と明らかになったことや、市の負担額が高騰することから、当時から、市民意識が大きく変わっているが、そのことを調査し、把握しているのか伺いたい。</p> <p>署名運動をされた方からもだまされたとの声も出ている。</p> <p>7 月 1 0 日に開催された説明会で、発言が許された 1 5 名中、賛成者は 1 / 3 程度であることも明確な表れである。府はどう考えているのか伺いたい。</p> <p>私が聞いている、経営者、近隣の方、府・市の O B の方などは、「スタジアムはどうでもよい。それよりも治水対策の推進、国道 9 号・生活道路の渋滞対策、学校教育・子育て対策など」を求めている方が、ほとんどであった。</p> <p>亀岡市は、小中学校の冷房の設置率は極めて悪いことに典型的に現れているように、行政水準については市民の批判が増加している。義務的経費さえ当初予算に計上できない状況であり、財政悪化が厳しいと思われる。</p> <p>京都府設置のスタジアムにより、今後とも亀岡市の財政負担が見込まれると考えられるので、府あげて亀岡市への財政支援願いたい。スタジアムのため、行政水準の低下を市民は危惧している。府の見解を伺いたい。</p>	<p>市民説明会でも説明したとおり、府民の方々の思いが起点となって、スタジアムを実現させようと考えており、出来るだけオープンな中で府民の方々にその議論状況や経過をご説明しながら行政を進めてきたと考えております。しかし、府民の方には様々な意見や懸念、またスタジアムを契機とした地域の活性化を願う声もありますので、それを行政としてしっかりお聞きしながら議論してきたところであり、今回専門的なことについて、環境保全専門家会議のご意見も聞きながら慎重に進め、ご了解いただいたことから、用地取得についても府・市議会のご承認いただきました。今後とも、府民の方々にはしっかり説明していきたいと考えています。</p> <p>また、この説明会では、発言者 1 5 名中、賛成者は 1 / 3 でしたが、質問をいただいた方は 4 5 名（団体）で、うち半数以上の方が賛同の意見・質問でした。</p> <p>市民説明会の質疑で亀岡市が回答したとおり「亀岡市が負担するスタジアムの用地購入費については、購入費全額を市債によって賄うことにより、単年度の財政負担を出来るだけ軽減したいと考えています。そうすることによって当該事業による財政的負担の平準化を図っていきたくと考えており、スタジアムの用地購入による行政サービスの低下は考えておりません。今後、必要性・緊急性のあるものから優先順位をつけるなど、「最適化の財政」の取組みにより、将来の負担を減少すべく、新規の市債発行については、年度ごとの公債費における元金償還額を原則上回ることのないよう可能な限り抑制し、健全な財政運営に努めてまいります。」</p> <p>また、京都府としても、用地購入費の内、約 1 3. 7 億円を支出するとともに、アユモドキの広域的な生息環境改善についても、京都府と亀岡市が役割分担しながら、連携・協力して実施することとしています。</p>
<p>8 スタジアムの利用計画について、伺いたい。</p> <p>(1) 京都府は、今までラグビー、アメフト、コンサートなどに使えるとっているが、フィールドが使える面積があることと、現実に集客ができるトップクラスのリーグ戦などで定期的に使ってもらえるかとは全く違う。</p> <p>アメフト協会、ラグビー協会、関西レベルと日本レベルと、京都府は施設計画やリーグ戦の誘致条件など十分調整しているのか、コンサル任せにしていないのか、現実的にサッカー場で、ラグビーで使ってい</p>	<p>日本ラグビーフットボール協会、京都府ラグビーフットボール協会、関西学生アメリカンフットボール連盟と協議をしており、公式試合の開催は可能との回答をいただいております。ラグビーやアメリカンフットボールについては、メインスタンド・バックスタンドで観戦いただく計画としています。</p> <p>また、アメリカンフットボールのフィールドは 1 0 9. 7 3 m × 4 8. 7 6 m、本スタジアムのフィールドは 1 2 6 m × 8 4 m なので、メインスタンド・バックスタンドから、それぞれ 1 7. 6 m あることから、スタンド下がなくても、それぞれのチームエリアは十分確保できます。甲子園や東京ドームにもスタンド下はありません。</p>

<p>るのはトップリーグでは3会場に過ぎない。関西アメフトでは皆無である。</p> <p>例えば、関西大学ラグビーAリーグの2016年の平均入場者数は、2471人で、最高は一位と二位が対戦した西京極陸上競技場で6768人である。リーグ戦で使ってもらえるのには、西京極陸上競技場の土日の使用料9:00~21:00の214,960円、宝が池の土日の使用料9:00~17:00として83,310円より安くできるのか。リーグ戦は一日2試合連続なので、練習グラウンドが準備できるのか。キックボールの危険性を低めるように両側のスタンドの転落防止柵の上の手すりも含めて、ピッチからの十分な高さを確保できるのが課題である。これらができないと、親善試合は別として、常時のリーグ戦は不可能と思われる。関西学生ラグビーAリーグの一般入場料は自由席で大人1000円から1300円、高校生300円（無料の場合もある。）、中学生以下・大学関係者は無料であり、極めて苦しい運営を行っている。</p> <p>ジャパンラグビートップリーグや関西大学ラグビーAリーグ戦の誘致は可能か、伺いたい。</p> <p>なお、関西学生ラグビーのBリーグ以下は、大学のグラウンドで実施されている。</p> <p>当然のことながら、スタンド下の利用ができない構造では、アメフトの実施は不可能と考える。使えるとの事業評価書の記載根拠を伺いたい。</p> <p>コンサートなどの誘致も、イベント企画会社などと、需給関係、構造上不可欠な大電源の引き込み口など不可欠な設備の有無や、施設側で準備すべきとされるものの有無など、府は十分調整しているのか、伺いたい。</p> <p>(2)京都府は、スタジアム建設の目的として、事業評価書で「サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールなど京都において高い需要があるにも関わらず、国際的な試合や全国的な試合の開催可能な球技場が京都府内にないこと」と記載している。しかしながら、サッカーについては、クラス1であることから、国際的な試合に使えるのは、AFCチャンピオンズリーグ（決勝トーナメント除く。）だけであることを何故に明らかにされないのか、府の見解を伺いたい。</p>	<p>なお、宝ヶ池球技場にも練習グラウンドがありませんが、リーグ戦は実施されています。今後、地元の競技団体に協力をいただきながら、これらの試合ができるようしっかり取り組んでいきます。</p> <p>イベント系についても、大型映像装置の設置のほか、ネット環境の充実なども想定しており、電源も含め、様々なイベントにも対応できるようにしています。なお、料金も含め使用に係るルールなどについては、現在検討しているところです。</p> <p>本スタジアムは、(財団法人)日本サッカー協会のスタジアム標準のクラス1として計画しています。このため、スタジアム標準に明記されているとおり、国際的な試合としてはAFCチャンピオンズリーグだけでなく日本代表(OP、U20、U-17)の公式試合や親善試合の開催が可能です。</p>
--	--